

ニュースダイジェスト

2023年06月号

- 1、三友が代理した「殴姆珑海联芯」商標異議申立、無効審判案件が勝訴
- 2、三友が「商標代理役務証明商標」使用許諾書を取得
- 3、三友が《MOZLEN500》中国渉外商標代理機構ランキングTOP 20に選出
- 4、三友と各界の友人がINTA2023年次総会でシンガポールに再会

1、三友が代理した「殴姆珑海联芯」商標異議申立、無効審判案件が勝訴

三友のクライアント: オムロン株式会社

審理機関: 国家知識産権局商標局

審判の結果: 異議対象商標につき不登録、争議商標につき無効と宣告。

案件の概要:


1933年に設立したオムロン社は世界的に有名な自動化制御及び電子機器メーカーであり、センシングと制御のコア技術を所有している。

近年、オムロン社は電子商取引サイトで「殴姆珑海联芯」ブランドのスマートウォッチが大量に販売されている状況を見つけた。「殴姆珑海联芯」スマートウォッチには血圧、血中酸素、心拍数などを測定する機能ブロックがあり、製品の機能は「オムロン」と類似しており、かつ、このタイプの製品について、その紹介ページで故意に「殴姆珑」という3つの漢字が拡大表示され、一部の消費者に「オムロン」生産の製品であると認識させ、製品の出所の混同・誤認を生じさせた。そのため、オムロン社は三友に第9類、第35類における「殴姆珑海联芯」商標への対応策を採るよう依頼した。

三友商標代理チームの調べを経て、深セン智勤社（係争商標の出願人）は過去に何度も「オムロン」と類似する標識、例えば「欧姆珑、鸥姆珑、殴姆珑」などを出願し、このような便乗しようとするやり口が失敗し、上述商標はいずれも国家知識産権局商標局によって拒絶された。その後、深セン智勤社はさらに変形後の文字「殴姆珑」などの標識の後ろに他の漢字を加えることで、関連公衆に出願人の「オムロン」ブランドを連想させつつ、審査において不利な要素を回避することができた。

このような状況を鑑みて、三友の商標弁理士は、商標出願の数、期間、区分のカバー範囲、商標標識の具体的な構成状況、商標の実際の使用状況、その他の違法経営状況の存否などを含む被異議人の商標登録出願の状況について十分に調べた。

調べによると、深セン智勤社とその関連会社はTmall、JDプラットフォームにおいて複数の電子商取引店舗を開設し、「殴姆珑海联芯」ブランドのスマートウォッチを販売している。

商標の実際の使用において、前にある3つの漢字をわざと拡大し 、かつ、前にある3つの漢字の地色が赤色であって非常に目立ち、オムロン社のコア商標「オムロン」とは文字構成、全体的外観、呼称において極めて類似している。多くの消費者は既に争議商標「殴姆珑海联芯」と出願人の引証商標「オムロン」とを混同している。

ネット上の情報は随時更新されているため、ネット証拠の収集保全はタイムリーに行われなければならない。深セン智勤社が商品販売情報を改竄したり、否定的なコメントを削除したりするのを防ぐために、三友の商標弁理士は即時に深セン智勤社とその関連会社の電子商取引店舗の商品販売ページ、消費者による商品評価などの情報をホームページの公証を行い、このようにすることで、深セン智勤社が便乗しようとする悪意を証明するのにより有利になる。

また、三友の商標弁理士はさらに「企查查」などの企業情報検索プラットフォームで深セン智勤社を検索したところ、同社が商標出願した時に信義則に違反したほか、製品の広告宣伝においても虚偽の宣伝をしていたため、行政処罰を受けたことを判明した。三友の商標弁理士は被異議人の悪意登録出願の事実と証拠を大量に収集し、理由書において詳しく陳述を行った。最終的に、商標局はオムロン社による異議申立、無効審判の主張を支持した。

典型的な意義:

当案件において、深セン智勤社名義の商標は20件しかなく、かつ、係争商標「殴姆珑海联芯」は文字構成などの面で「オムロン」との類似度は高くないが、深セン智勤社の調べを経て、それには、著名商標「オムロン」の剽窃、模倣行為のほかに、他人の著名商標の模倣行為、広告違法行為など、様々な信義則に違反する行為が存在することが分かった。双方の商標の類似度、先行商標の知名度、深セン智勤社の主観的意図などを全面的に分析することにより、フリーライド行為を抑止し、商標登録管理秩序を全面的に擁護し、良好なビジネス環境を構築する目的を達成した。当案件は、商標主管機関が他人のブランドに悪意を持ってフリーライドしようとする商標登録出願行為に対する取締りに力を入れようとする姿勢を十分に示している。

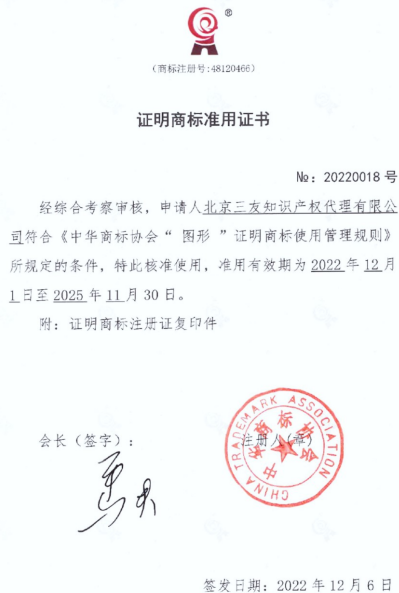
2、三友が「商標代理役務証明商標」使用許諾書を取得

国家知識産権局知的財産権運用促進司の指導の元、中華商標協会及び中華全国専利代理士協会が共同で開催した「能力を高め、品質を向上させ」をテーマとした知的財産権代理業界のルール建設年次活動のスタートアップイベントが北京で行われた。

スタートアップイベントでは、「商標代理役務証明商標」証書発行式が行われ、三友は、プロのサービスチーム、質の高い役務レベル及び規範に沿う役務プロセスが認められ、「商標代理役務証明商標」使用許諾書を取得した。



商標代理役務（第45類）証明商標（登録番号：48120466）の審査活動は、中華商標協会が統括的に開催するものであり、代理機構の代理プロセス、書類管理の規範化程度、品質チェック制度、役務の規範の設置などの具体的な状況について詳しく審査が行われ、要件を満たす代理機構に対して商標代理役務の品質保障を示す証明商標が与えられる。これは、代理機構の役務能力と役務の品質を全面的に保証するためでもあり、代理機構と代理士の提供する役務の品質と代理レベルに与える高い評価でもある。



三友はこれからもサービスの質と代理のレベルを引き続き向上させ、国家知識産権局の「ブルースカイ」活動に協力し、関連法律規定及び業界ルールを自覚的に遵守し、商標代理業界の誠実信義システムの構築のために手本となる役割を果たしている。

3、三友が《MOZLEN500》中国涉外商標代理機構ランキングTOP 20 に出選

商標AI検索及び管理プラットフォームの《MOZLEN》が《MOZLEN500》——中国涉外商標代理機構TOP 500ランキングを発表した。三友は傑出した多国籍クライアントの商標代理実務経験や業務上の総合的実力、世界での影響力をもって、多くの主要国向けの業務競争ランキングにおいて、パフォーマンスが突出しており、重点代理機構として推薦され、実力をもって同ランキングTOP20に出選され、AAA++級に選ばれている。



同ランキングは、商標のビッグデータや総合的影響力などの次元に基づいて丹念に作成されたものであり、第145回国際商標協会（INTA）年次総会で正式に発表された。

4、三友と各界の友人がINTA2023年次総会でシンガポールに再会

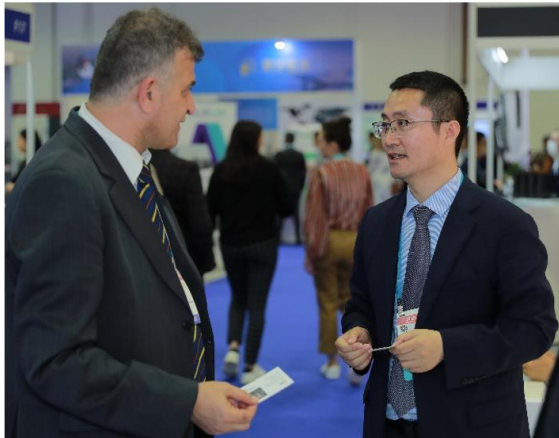


北京時間2023年5月16日から20日にかけて、第145回国際商標協会（INTA）年次総会がシンガポールで盛大に開催された。3年振りにオフライン年次総会が再開され、三友代表団は140カ国以上からの7000人近くの知財分野の専門家、弁護士、企業IPRと共にシンガポールに赴き、一堂に会して知財業界の最前線の趨勢と成り行きを検討し、情報を共有した。



今年の三友ブースは今まで通りにユニークなチャイナ・スタイルが続き、世界各国の新旧友人たちの注目を集め、商標保護に関して注目されている問題点を交流し合い、世界における知

財分野での三友の実力と風貌を示した。



INTA年次総会は大きな影響力をもつ世界最大級の知財分野のイベントの一つである。三友はINTA会員団体として、長年に渡ってINTA年次総会に積極的に参加し、知財保護の国際性を重視し、世界数百社の知財事務所及び代理機構との間に良好な協力関係を築き、多くの技術革新の主体に良質な涉外知財サービスを提供してきた。



2024年にアメリカのジョージア州アトランタで再会するのを楽しみにしている!

Copyright (C) 2016 Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd . All Rights Reserved

TEL: 86-10-8809-1921 FAX: 86-10-8809-1920 E-mail: sanyou@sanyouip.com

住所: 中国北京市西城区金融大街35号国際企業大厦A座16層 〒100033